

# 利用上の注意

## 1 経済センサスー活動調査について

### (1) 調査の目的

経済センサスー活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の期日

平成28年6月1日

### (3) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類Aー農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類Bー漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792ー家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96ー外国公務に属する事業所

## 2 本報告書（製造業確報）について

本報告書は、製造業について工業統計調査と時系列比較を行うために、平成28年経済センサスー活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について、宮崎県分を独自に集計したものである。

- ① 従業者4人以上の事業所であること。
- ② 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ③ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

平成28年経済センサスー活動調査においては、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設けたため、事業所数、従業者数については個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対して、製造品出荷額等、付加価値額などの経理事項については、これらの調査分を含まない集計結果である。

## 3 集計項目及び用語の説明

### (1) 事業所数

平成28年6月1日現在の数値である。

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

## (2) 従業者数

平成28年6月1日現在の数値である。

当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、常用労働者とは、以下における「有給役員」、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

### ① 個人事業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

### ② 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「正社員・正職員」に含まれる。

### ③ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

### ④ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。

### ⑤ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

### ⑥ 出向・派遣受入者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### ⑦ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

## (3) 現金給与総額

平成27年の1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員・正職員等」及び「パ

ート・アルバイト等」) に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

※個人経営調査票による調査分は含まない。

#### (4) 原材料使用額等

平成27年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。 ※個人経営調査票による調査分は含まない。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。
- ② 燃料使用額とは、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合に、これに支払ったあるいは支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包等、当該事業所収入に係る直接的な外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成27年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額をいう。

#### (5) 製造品出荷額等

平成27年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

※個人経営調査票による調査分は含まない。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を、平成27年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
  - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

**(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

※個人経営調査票による調査分は含まない。

**(7) 有形固定資産**

平成27年の1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

※個人経営調査票による調査分は含まない。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

**(8) 工業用地**

事業所敷地面積は、平成27年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。

**(9) 工業用水**

淡水、海水（合計のみ）について、1日当たりの用水量を水源別に集計したものをいう。1日当たりとは、平成27年1月から12月での1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。

**(10) 付加価値額（粗付加価値額）**

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことで、付加価値額の算式は、以下のとおりである。 ※個人経営調査票による調査分は含まない。

① 従業者30人以上の事業所

付加価値額＝製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋  
（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－  
（内国消費税額(\*1)＋推計消費税額(\*2))－原材料使用額等  
－減価償却額

② 従業者4～29人の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等 －（内国消費税額＋推計消費税額）－ 原材料  
使用額等

(\*1)内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計で、消費税額を除いている。

(\*2)推計消費税額は平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

#### (11) その他の諸算式

- ① 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）  
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
- ② 付加価値率＝付加価値額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（内国消費税＋推計消費税額）}×100
- ③ 粗付加価値率＝粗付加価値額÷{製造品出荷額等－（内国消費税＋推計消費税額）}  
×100
- ④ 原材料率＝原材料使用額等÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（内国消費税額＋推計消費税額）}×100

## 4 凡例及び使用上の注意

### (1) 単位

統計表における単位については、金額は全て「万円」となっている。また、工業用地は「平方メートル」、工業用水は「立方メートル」となっている。

### (2) 記号の定義

統計表中の記号については、次のとおりである。

『－』・・・該当の数値がないことを示す。

『0』又は『0.0』・・・四捨五入により単位未満となったものを示す。

『▲』・・・負の数値を表す。

『X』・・・1又は2の事業所に関する数値であるため、統計調査の秘密保護の観点から秘匿したことを表している。

また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は『X』で表している。

### (3) 産業中分類名

平成19年11月に改定（平成20年4月1日適用）された日本標準産業分類を適用している。改定内容は、次のとおりである。

旧「11繊維」「12衣服」は統合され、新「11繊維」となった。

旧「15パルプ・紙」から、「繊維板製造業」が新「12木材」へ移設された。

旧「17化学」「22窯業土石」から、「化学繊維製造業」「炭素繊維製造業」が新「11

繊維」へ移設された。

旧「26 一般機械」は3つに分割され、新「25 はん用機械」「26 生産用機械」「27 業務用機械」となった。

旧「27 電気機械」から、「磁気テープ・磁気ディスク製造業」「ビデオ機器製造業」が新「28 電子部品」「30 情報機械」へ移設された。

旧「31 精密機械」は分割され、新「27 業務用機械」「32 その他」となった。

旧「32 その他」から、「武器製造業」(宮崎県では該当なし)が新「27 業務用機械」へ移設された。

表、グラフなどでは、産業中分類名は次のように略して使用している。

産 業 中 分 類	略 称	産 業 中 分 類	略 称
09 食料品製造業	食 料 品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	23 非鉄金属製造業	非 鉄
12 木材・木製品製造業	木 材	24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化 学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック	30 情報通信機械器具製造業	情報機械
19 ゴム製品製造業	ゴ ム	31 輸送用機械器具製造業	輸送機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	そ の 他

〈別表〉

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)
09食料品製造業		09食料品製造業
10飲料・たばこ・飼料製造業		10飲料・たばこ・飼料製造業
11繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	統合	11繊維工業
12衣服・その他の繊維製品製造業		12木材・木製品製造業(家具を除く)
13木材・木製品製造業(家具を除く)		13家具・装備品製造業
14家具・装備品製造業		14パルプ・紙・紙加工品製造業
15パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移設	15印刷・同関連業
16印刷・同関連業	一部移設	16化学工業
17化学工業		17石油製品・石炭製品製造業
18石油製品・石炭製品製造業		18プラスチック製品製造業
19プラスチック製品製造業		19ゴム製品製造業
20ゴム製品製造業		20なめし革・同製品・毛皮製造業
21なめし革・同製品・毛皮製造業		21窯業・土石製品製造業
22窯業・土石製品製造業		22鉄鋼業
23鉄鋼業		23非鉄金属製造業
24非鉄金属製造業		24金属製品製造業
25金属製品製造業		25はん用機械器具製造業
26一般機械器具製造業	分割	26生産用機械器具製造業
27電気機械器具製造業	一部移設	27業務用機械器具製造業
28情報通信機械器具製造業		28電子部品・デバイス・電子回路製造業
29電子部品・デバイス製造業		29電気機械器具製造業
30輸送用機械器具製造業		30情報通信機械器具製造業
31精密機械器具製造業	分割	31輸送用機械器具製造業
32その他の製造業	一部移設	32その他の製造業

#### (4) 産業類型の区分

本確報では、産業中分類を次の3つの類型に分けている。

基礎素材型	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、窯業・土石、鉄鋼、非鉄、金属
加工組立型	はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報機械、輸送機械
生活関連型	食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、皮革、その他

## (5) 広域市町村圏の区分

本確報では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計している。

宮崎県北部	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
日南・串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西諸	小林市、えびの市、高原町

## (6) 時系列比較の留意点

平成19年調査では事業所の捕そくを行っていること、また、平成19年調査から製造業の実態を的確に把握するため、調査項目を追加変更したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については、平成18年以前の数値とは接続しない。

日本標準産業分類の改定に伴い、中分類ごとに時系列比較を行うには過去データの扱いに注意を要する。

平成14年3月改定時は平成13年以前のデータは次のとおりに整理している。

- ① 「もやし製造業」「新聞業及び出版業」は、改定により、大分類「製造業」に含まれないことになったが、平成13年以前のデータでは、それぞれ「食料品製造業」「印刷・同関連業」の中分類に含まれる。
- ② 「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」については、平成11年から13年の間の旧「電気機械器具製造業」のデータは、新分類の区分にそれぞれ置き換えて表示している。

平成19年改定時の平成18年以前のデータは次のとおりに整理している。

過去データは新分類へ置き換えを行わない。よって、統合や分割、中分類間で品目の移動があった箇所では、平成18年以前の数値とは接続しない。

平成23年の数値は平成24年経済センサス-活動調査、平成27年及び平成28年の数値は平成28年経済センサス-活動調査、その他の年次の数値は工業統計調査の数値である。

事業所数、従業者数については、平成28年経済センサス-活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年経済センサス-活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。



## (7) その他

- ① 数値は、単位未満を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合や前年比較等での増減数が一致しない場合がある。
- ② 経済センサスー活動調査と工業統計調査の数値は、実施時期や調査手法が異なるため、その差数が全て増加、減少を示すものではない。
- ③ 本確報の数値は、県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値と異なる場合がある。

本確報の内容につきましては宮崎県庁のホームページでもご覧になれます。

アドレス : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp>

本確報についてのお問合せは、下記にお願いします。

宮崎県総合政策部統計調査課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-32-4451

FAX 0985-29-0534

E-MAIL [tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp)